

## 令和4年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年7月27日(水) 午前8時56分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (8番 古賀 久美子 委員 ・ 9番 西村 四男 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第14号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第3 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第41号 非農地証明願(3件)について

日程第6 議案第42号 農用地利用集積計画案(継続1件)について

日程第7 議案第43号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規9件)について

## 会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第7回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 ありがとうございます。それでは、令和4年第7回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し、出席委員 12 名で全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々とも、出席されていることを報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。  
まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは議事録署名委員に、8 番 古賀久美子 委員、9 番 西村四男 委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは会次第に従いまして、進行してまいります。  
ただ今から、議事に入ります。まず、日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。なお、農業委員に関する議案でございますので、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第

11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。退席をお願いします。

**〇〇委員退席後**

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 1 件 1 筆 754 m<sup>2</sup>です。後程 16 ページの日程第 7 議案第 43 号 7 月分の農用地利用集積計画書案一括方式の 4 番で、中間管理事業を介しての契約を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ありませんか。特にないようでございますのでお諮りします。日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知、今回は 1 件ですが、これにつきましては通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 1 件につきましては、通知のあったとおり受理することで決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

次に進みます。日程第 2 報告議案第 14 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第 2 報告議案第 14 号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてであります。2 ページをご覧ください。平成 26 年 11 月 28 日開催の農業委員会総会で、大里〇〇は非農地として判断されましたが、今回 16 ページの番号 3 にあります農地中間管理事業の活用により、非農地の取り消しとなるものです。樋ノ口委員と西村委員に現地確認をしていただきました。よろしくお願いいたします。



てあります。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、調査報告いたします。7月21日午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私で調査をいたしました。資料の3～4ページをご覧ください。申請地は農用区域外農地です。譲受人は売買により農地を取得し、今回の申請で1a以上の耕作者になります。労働力は1人です。農機具は草払い機を所有し、中型耕耘機、動噴を購入することです。申請地取得後の営農計画は、玉ねぎ、サツマイモ等自家消費用を作るそうです。通作距離としては、隣が自宅になります。周囲は宅地化が進んでいますが、除草や薬剤散布等十分気を付けていただくように話しました。取得後5年間は農地として管理していただかないといけないこともお伝えしました。初めての農地取得ですので、管理状況を見守っていきたいと思います。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようでございますので、お諮りします。日程第3議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請今回は1件ですが、申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですので、2件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終わってから質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第4議案第 40 号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件についてであります。5ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は主に浄化槽や排水設備の管理を行う会社で、申請地を買い受けて、社員駐車場及び作業車等の駐車場として使用したいための申請であります。譲渡人は、平成 15 年頃から駐車場として使用しており、始末書が提出されています。第3種農地で商業地域であります。調査員は、【正】を池田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1 番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について現地調査報告をいたします。7月 22 日申請人の代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施いたしました。申請地は第3種農地で、商業地域にあります。位置図は5ページ、6ページを参照してください。転用の目的は、申請地を買い受けて社員駐車場及び作業車等の駐車場として使用したいためです。譲受人から購入資金に関する融資証明書、残高証明書、譲渡人から駐車場として違反転用をしていたことに関する始末書等、5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲に農地は無く、北側と東側と西側が宅地、南側が道路で側溝があり、何ら問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2 について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。7ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を野元委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7 番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について現地調査報告をいたします。7月 23 日(土)午前9時 30 分より、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査をしました。資料の7ページ、8ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。申請地は麓土地区画整理事業区域内にある農地で第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。申請地の北東側は道路、北西側と南西側と南東側は宅地です。被害防除計画は、申請地には土留め工事をして、現状のまま利用します。周辺の宅地との

境界にはブロックを積む計画です。用水計画は公共上水道、雨水排水は溜枡、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。資金調達計画は金融機関からの融資で、許可後9月着工12月完成の予定です。融資証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。2件について、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まずNo.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からよろしいでしょうか。駐車場として利用するというので、台数の報告がなかったようなんですけど、何を何台位止める予定でしょうか。

松原主査                10台分の駐車スペースを設けるようになっております。

議長                    他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    よろしいですか。それでは7ページ、8ページのNo.2について、何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員             いいですか。

議長                    はい、どうぞ。

久木山委員             事務局、入口の道路が狭いんですが、隣の道路とは共有とかになるのか、都市建設課からは何か聞いていますか。

松原主査                建築係に確認しましたところ、今後隣の土地を買われる方と共有する形で、2mずつで確保されているということで、問題は無いということでした。

蓑手委員                ちょっと補足をしてよろしいでしょうか。

議長                    はい、どうぞ。

蓑手委員                行政書士と現状を確認し、境界等についても確認をしました。申請のある所については狭い道路であります。この領域は⑧、⑨-1の人が使われるとすれば、進入道路が必要で、⑨-2が今回申請されているものと同じ領域を確保されていて、購入の際は一体利用になり、出入りをする道路になるん

じゃないかということでした。そこの持ち分についてはどうなるのかわかりませんが、多分境界線なしで一体的にまたがって出入りをするという形でいかれると思います。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請、今回は2件であります。申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件につきましては、申請のとおり許可することと決定をいたしました。ありがとうございます。

先に進みます。日程第5議案第41号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は3件ありますが、そのうち2件は我々の農地パトロールによる違反転用として指導を受けた事案ですが、最後の1件は新たに申請があったものです。事務局の説明、そして現地調査の報告を受けた後質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第5議案第41号非農地証明願についてであります。9ページをお開きください。No.1について説明いたします。申請地①は小屋を建て20年前から宅地として使用し、現在に至っている状況であります。申請地②は30年前から宅地として使用し、現在に至っている状況であります。農地区分は①は第3種農地で、第1種住居地域内にある農地です。②は第3種農地で、第2種住居地域内にある農地です。

No.2について説明いたします。11ページをお開きください。亡くなった祖父が昭和30年に農家住宅を建築し、その後母親、自分と所有権が変わっていきましたが、農地法を知らず手続きを怠り現在に至っている状況です。

No.3について説明いたします。13ページをお開きください。平成3年3月から宅地の車庫として使用し始め、現在に至っている状況です。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を久木山委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。



議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員            11 番久木山です。7月 21 日午後 2 時より、古賀委員と調査いたしました。申請地については、13、14 ページを参照してください。申請地は第 3 種農地で、第 1 種中高層住居専用地域内にある農地です。平成 3 年 3 月から〇〇を住宅に、〇〇の畑の所を車庫として使用していましたが、農地と知らずに約 31 年間無断使用をしてきました。今回調査をしたところ農地性を喪失しており、農地ではなくなってから 20 年以上経過しているため、非農地証明願を受理したいと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長                    ありがとうございます。以上 3 件について説明がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず 9 ページ、10 ページの No. 1 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にないようです。次に 11 ページ、12 ページの No. 2 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にないようでございます。次に 13 ページ、14 ページの No. 3 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にご質疑ないようでございますので、一括してお諮りします。日程第 5 議案第 41 号非農地証明願、今回は 3 件でございますが、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしということでございますので、日程第 5 議案第 41 号非農地証明願 3 件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することと決定いたしました。

次に、日程第 6 議案第 42 号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

15 ページをお願いします。日程第6議案第42号7月分の農用地利用集積計画書案は、1件1筆260㎡で、継続の申請です。借人は高齢であるため長期の契約に不安があり、前回同様に2年間の利用権設定を希望しての申請です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は1件ですが、説明があったとおり借人が高齢であるため、長期の使用貸借契約の締結が難しいということで、一括方式での契約ではなくて、基盤強化法の利用権設定で申請をしているということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第42号7月分の農用地利用集積計画書案、今回は1件ですが、これについてはただ今説明のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第42号農用地利用集積計画書案につきましては、説明のあった内容で決定をいたしました。

続きまして、日程第7議案第43号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いいたします。

**〇〇委員退席後**

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

16～17 ページをお願いします。日程第7議案第43号7月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で9件13筆9,421㎡です。このうち、全くの新規は8件で、1ページの日程第1報告議案第13号の合意解約通知にてご審議いただきました農地が4番で、基盤強化法から中間管理法への変更です。また、2ページの非農地判断の取り消しについてご審議いただきました農地も、3番にあります。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で、( )書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定

する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。ただ今、事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか。それではお諮りします。日程第7議案第43号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、ただ今説明のあった16ページ、17ページの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第43号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、報告のあった内容で決定をいたしました。ありがとうございます。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

